

令和5年度後期配布期間より 教科書配布厳格化のお知らせ

こちらは、教科書配布対象者児童（申請済みの方）の保護者様のみにお送り申し上げます。

例年、教科書受取り申請を既にお済みの方で、実際に受け取りに来られない方が増加しております。上記の理由により、令和5年度後期の教科書配布期間から教科書配布を厳格化致しますので、こちらよりお知らせ致します。

内容は下記の通りとなります。

- 令和5年度後期配布から当館より定めます教科書配布期間外のお渡しはできかねます。
- 郵送配布は今後も継続して受け付けますが、必ず配布期間内に当館へお送りいただきますよう宜しくお願い致します。
- 教科書を申請されていたにもかかわらず、配布期間内に教科書の受取をされなかった児童様は、申請がお取消しとなるため、次回より配布の案内はされません。悪しからずご了承下さい。

配布期間内に教科書の受領が困難な方へ

※※教科書配布期間内に特別な事情により受け取れない場合、『令和5年度後期配布期間外教科書受取り願い書』に理由を添えて**配布期間内に必ずメールにて**ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

『**配布期間外教科書受取り願い書**』は**後期教科書配布期間内**に特別な理由により受領できない方に、受け取れない理由を記入していただき、**配布期間外**に教科書をお渡しできる為の願い書です。

願い書理由記入例

窓口受領の場合

「〇月〇日～〇月〇日まで日本に一時帰国中の為、教科書を受け取ることができません。」

願い書A欄にご記入いただいたお日にちにお渡しできるよう調整致します。

郵送受領の場合

「〇月〇日～〇月〇日まで日本に一時帰国中の為、教科書を受け取ることができません。帰国後郵送手続きします。」

配布期間外教科書受取り願い書のご連絡はメールのみの受付となります。

※※電話での受付は致しておりませんので予めご了承下さい。※※

上記理由以外で配布期間内に受取りができなかった方、あるいは最近日本からオーストラリアに來られて日本出国前に教科書の受取ができなかった方は、総領事館経由で教科書の追加送付の手続きをすることが可能です。

教科書は無償で配布されますが、日本からの送料及び梱包手数料を申請者ご自身に負担して頂くことになりますのでご注意ください。

(追加送付申請にも期限がありますので予めご了承下さい。)

追加申請手続き後は、日本の海外子女教育振興財団から直接申請者に連絡がありますので、送料及び梱包手数料などの支払い方法をご確認下さい。

何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。